磐田市管路施設点検工仕様書

磐田市下水道管路点検 · 調査特記仕様書

受注者は、上記仕様書に基づきこの業務委託を履行するものとする。

磐田市管路施設点検工仕様書

第1章 総則

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、磐田市(以下、当市という。)が管理する下水道管路施設の点検工に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書、特記仕様書及び図面(以下、設計図書という。)に疑義が生じた場合は、当市と受注者との協議により決定する。

2. 成果の所有等

点検に伴って得られた資料及び成果は当市の所有とする。また、点検の成果等は、当市 の承諾なしに公表しないこと。

3. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、当市の発議により、監督員が受注者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、画等を示し、施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

4. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、点検を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則、並びに当市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。
 - ① 労働基準法
 - ② 労働者災害補償保険法
 - ③ 消防法
 - ④ 緊急失業対策法
 - ⑤ 建設業法
 - ⑥ 建築基準法
 - ⑦ 港湾法
 - ⑧ 毒物及び劇物取締法
 - ⑨ 道路法
 - ⑩ 下水道法
 - ① 中小企業退職金共済法
 - (12) 道路交通法
 - (13) 河川法

(昭和22年法律第49号)及び同法関連法規

(昭和22年法律第50号)及び同法関連法規

(昭和23年法律第186号)及び同法関連法規

(昭和24年法律第89号) 及び同法関連法規

(昭和24年法律第100号)及び同法関連法規

(昭和25年法律第201号)及び同法関連法規

(昭和25年法律第218号) 及び同法関連法規

(昭和25年法律第303号)及び同法関連法規

(昭和27年法律第180号)及び同法関連法規(昭和33年法律第79号)及び同法関連法規

(昭和34年法律第160号) 及び同法関連法規

(昭和35年法律第105号)及び同法関連法規

(昭和39年法律第167号)及び同法関連法規

⑭ 電気事業法 (昭和39年法律第170号)及び同法関連法規

⑤ 騒音規制法 (昭和43年法律第98号)及び同法関連法規

(B) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び同法関連法規

① 水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)及び同法関連法規

⑱ 酸素欠乏症等防止規則 (昭和47年労働省令第42号)及び同法関連法規

③ 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)及び同法関連法規

② 振動規制法 (昭和51年法律第64号)及び同法関連法規

② 環境基本法 (平成5年法律第91号)及び同法関連法規

(2) 使用人に対する、諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。 なお、建設業退職金共済組合および建設労災補償共済制度に伴う運用については、受 注者の責任において行うこと。

(3) 適用を受ける諸法令に改定等があった場合は、最新のものを使用すること。

5. 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ、点検に着手すること。
 - ① 着手届
 - ② 現場代理人及び主任技術者届(各資格者証、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 技能講習修了証の写しを添付のこと。)
 - ③ 工程表
 - ④ 業務計画書
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要が生じた時は、ただちに変更届を提出すること。
- (3) 受注者は、着手目からしゅん工日までの期間中、点検日報を監督員の定める頻度にて提出すること。
- (4) 点検が完了した時は、すみやかに次の書類を提出すること。
 - ① 業務完了届出書
 - ② 数量総括表
 - ③ 点検記録写真(第1章「12.作業記録写真」による。)
 - ④ 完了図書1式(第3章「3.報告書」による。)
- (5) 前記各項のほか、監督員が指定する書類を、指定期日までに提出すること。

6. 官公署への手続き

受注者は、契約締結後、道路において人・車両の通行に支障となる作業が想定される場合には、すみやかに関係官公署に、作業に必要な道路使用、交通の制限の届出、または許可申請を行い、その許可を受けること。

7. 現場体制

(1) 受注者は、契約締結後、すみやかに代理人、並びに点検および調査の技術及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。

- (2) 点検で異常を確認した場合は、遅滞なく、その内容を監督員に報告すること。
- (3) マンホール内の調査を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (4) 受注者は、善良な調査員を選定し、秩序正しい点検を行わせ、かつ、熟練を要する調査には、相当の経験を有する者を従事させること。
- (5) 受注者は、適正な点検の進捗を図るとともに、そのために十分な数の調査員を配置すること。

8. 下請負人の届出

- (1) 受注者は、点検の一部を下請負させる場合で、当市がその下請負人の届出の提出を求めた時は、着手に先立ち、下請負人使用状況届により、下請負人の名称、下請負の種類、期間、範囲等および下請負人に対する指導方法等について、届け出ること。作業期間中に、下請負人を変更する場合も同様である。
- (2) 点検の実施にあたって、著しく不適当であると認められる下請負人は、交代を命ずることがある。この場合は、受注者は、ただちに必要な措置を講ずること。

9. 地先住民等との協調

- (1) 受注者は、点検を実施するにあたり、必要に応じて地先住民等に点検内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。
- (3) 受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。
 - なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。
- (4) 使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

10. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに原状復旧すること。
- (2) 受注者は、点検にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

11. 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、点検の円滑な進行を図ること。
- (3) 受注者は、月報等により、点検の進捗状況を監督員に報告すること。
- (4) 日程の都合上、履行期間に合まれていない日(祝日、休日等)に点検を行う必要がある場合は、あらかじめ、その内容、時間等について、監督員の承諾を得ること。

12. 作業記録写真

受注者は、次の各項に従って、点検記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、点検記録写真帳に整理し、業務完了届出書に添付して監督員に提出すること。

- (1)撮影は、保安施設の状況、テレビカメラなど使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況のほか、監督員が指定する内容について行うこと。
- (2) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (3) 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- (4) 写真は、原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス版とすること。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生 法、酸素欠乏症等防止規則、並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定める ところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 点検中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、業務計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

2. 安全教育

(1) 受注者は、点検に従事する者に対して、定期的に当該点検に関する安全教育を行い、安全意識の向上を図ること。

3. 労働災害防止

- (1) 現場の環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、点検に従事する者の安全を図ること。
- (2) 点検作業中は、必要箇所に所定の保安施設および交通整理人を配置して、十分な安全対策を講ずること。
- (3) マンホールに出入りし、またはこれらの内部で点検を行う場合は、適切な転落防止措置を講ずること。また、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。

なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

(4) 点検中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ず

るとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。

- (5) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者が従事することとし、かつ、交通誘導員を配置すること。
- (6) 熱中症予防対策において、定められた手順等を作成し、業務計画書に明示するとともに、従事する作業員に労働衛生教育を行うこと。

4. 公衆災害防止

- (1) 点検中は、開口部付近に第三者が立ち入らないよう徹底するとともに、常時現場周辺の 居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策 を十分講ずること。
- (2) 現場や作業員には、下水道管路施設点検中であることを明示し、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 点検区域内には、交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導並びに整理を行うこと。
- (4) 点検に伴う交通規制及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

5. その他

- (1) 受注者は、点検にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員および関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により、ただちに当市に届け出ること。

第3章 点検工

1. 一般事項

- (1) 受注者は、業務計画書に点検箇所や順序等を定め、事前に監督員に報告したうえで、 点検に着手すること。
- (2) 点検にあたり、管口を傷めないようにガイドローラなどを使用するなど、必要な保護措置 を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 調査にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に浴水が起こらない構造で、かつ、調査中の安全が確保されるものとすること。 ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、点検にあたり、騒音規制法、振動規制法及び当市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。

- (5) 受注者が監督員の指示に反して、点検を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合は、点検の一時中止を命ずることがある。
- (6) 点検にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、点検終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (7) 点検終了後はすみやかに使用機器、仮設物を搬出し、点検箇所の清掃に努めること。

2. 点検工

(1) 点検計画書

受注者は、点検にあたり、事前に次の事項を記載した計画書を提出すること。

- ① 点検概要
- ② 現場組織(職務分担,緊急連絡体制等)
- ③ 点検計画(カメラ等使用機器、点検方法、実施工程等)
- ④ 安全計画(保安対策、道路交通の処理方法、地上との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等)
- ⑤ その他 監督員の指示する事項
- (2) 点検機材

点検に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

(3) 点検時間

地上交通に支障となる作業を行う場合には、道路使用許可条件を厳守すること。

(4) 点検方法

管口カメラ点検にあたっては、マンホール内にロッド付きカメラを挿入し、十分な照明のもとマンホール内および接続されている本管内の状況を点検すること。

マンホール内に調査員が入る場合は、マンホール内の側塊や側壁のクラックやズレ、侵入水、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、土砂等の堆積、管渠の布設状況、蓋の摩耗度やがたつき、副管の状況等について、異常の程度を確認し、写真撮影(カラー)を行うものとする。

写真撮影は、点検年月日、点検場所、異常内容等を明記した黒板を入れて行い、マンホール1箇所当り3枚以上を標準とする。

3. 報告書

- (1) 点検結果は、別添点検報告書記載要領により、報告書を作成し、提出すること。
- (2) 点検結果の記録については、点検記録表(例)を参考に、監督員と協議すること。
- (3) 提出する成果品は、次のとおりとする。
 - ①報告書
 - ② 写真帳
 - ③ その他監督員の指示するもの

第4章 その他

1. 点検の完了

点検を終了し、所定の書類が提出された後、当市検査員の検査をもって完了とする。

2. 検査

- (1) 受注者は、完了検査に立会うこと。
- (2) 受注者は、検査のために必要な資料(日報、写真、完了図書等)を、検査員の指示に従い、提出すること。

3. その他

- (1) 点検箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、 すみやかに監督員に報告すること。
- (2) 設計図書に特に明示していない事項であっても、点検の遂行上、当然必要なものは、 受注者の負担において処理すること。
- (3) その他特に定めのない事項については、すみやかに監督員に報告し、指示を受けて処理すること。

点検報告書記載要領

1. 一般事項

- (1) 報告書は、この要領に従い、作成すること。
- (2) 様式は、A4判横書きとし、図面は、縮尺、寸法を明記し、製本すること。
- (3) 表紙には、点検年度、件名、期間、発注者名、受注者名等を記入すること。 また、背表紙にも点検年度、件名、受注者名等を記入すること。

2. 記載事項

報告書は、下記の事項について、内容を明記すること。

- 点検目的
- ② 点検概要
- ③ 案内図
- ④ 点検箇所図
- ⑤ 異常簡所概要
- ⑥ 点検集計表
- ⑦ 点検記録表
- (8) 考察
- ⑨ 点検記録写真(別途「写真帳」としてとりまとめる。)

選択	点 模記		烎	(1 <i>9</i> 1)										No.						
研究日本 天装 研究 研究 研究 研究 研究 研究 研究 研	基本情報	•										[図面	番号			ļ			
研究所称							2			田木ノ	< - → 1									
Year 1985			¥				-			河 宜 ユ		本備。	¥							
作業用級 下記を音音(将来回 禁稿 方式						11-19		-												
### 大学学校が用															汚	ж				
不管性が内																	1			
現場		_		No.1 (下答)	7	告 毛 老 是			答利	fi			2	5.4		mm	1			
		4)		NO.1 (P.VIL)		日本田勺			E 12	<u> </u>		\vdash			日和庄	IIIII		4+0	印在以胶	
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本		Τ.	-	異常項目		異	常の状況	,		管	ĒΠ		継手			下 部 二	継			管部
古たらか、地行	措置	有			1 2000					異常 有	写真番号	_				_			+	
連帯	調査																			
2 ラック 数別、																				
##			_		-				入がある			-			H					
日本									がある						片					_
突出し 突出	/日3市	-																	1 🖁	
設計 数別					_														_	
旅行が露出上 欧月 欧月 田本田 田田 田本田 田田 田本田 田本田 田田 田田	7 00 /14	1_	侵入	水	継手や異常個所から水が流れている 取付け管が突出している															
	その他	-	取付	け管突出し																
			流下	阻害																
対象	備考 副	管1																		
対象					7	# T = T =	1	$\overline{}$	deriver sto	c	l	$\overline{}$					1			
選出 大きの 大きの		1]			Ш	官渠番号			官相	<u> </u>			Ē			mm				
接着	判定結果		_	思告语日		₩	歩の作に			管	ğΠ	L	继王3			► 答 郊	松华			答却
現在	措置	有		共市坝口		共	市の仏 流			異常 有	写真番号				_	_				
機関			腐食		鉄筋	が露出してい			-											
クラック	調査		たる	み・蛇行	たる	るみ・蛇行、														
選手			破損		欠落、	亀甲状の割れ (塩														
編平・東形 編平、内部・の安出しが生じている(塩ビ) 日本管理を対する 日本での変出し、抜けが生じている 日本での変出し、抜けが生じている 日本での変出し、抜けが生じている 日本での変出し、抜けが生じている 日本での変出し、抜けが生じている 日本での変出し、大きの変出、表別が集出している。 第二 1~3本日程度 1~3本日度 1~3																				
安山し・抜け 本管の突出し・抜けが生じている	清掃				_				_							_				
使入水																				
 取付け管突出し 取付け管が突出している																				
流下阻害	その他																			
本管接続方向 管理番号 管理																				
型定結果	備考異	物2.	3		'															
型度結果					_															
担置 有 異常項目 異常の状況 度 2 2 2 2 2 2 2 2 2	本管接続方向	ij				管渠番号			管租	Ē			씥	管径		mm				
指置 有	判定結果									管	· F									
調査	措置	有		英吊坝日		異	常の状況	,		里ヴ 右	写育悉早									
調査			腐食	腐食		が露出してい	る、表面				- テ兵田 7	_	н ¬	r兵田勺	#m 1	7,000	Αm H	- プス曲つ	H	テ兵田つ
カラック	調査											-								
清掃 競手プレ 脱却、継手プレ、土砂の露出・流入がある □<																				
福平・変形 福平、内面への突出しが生じている (塩ビ) □ □ □ □ □ □ □ □ □			クラ	ック	亀裂	、土砂の露出	・流入が	ある												
その他	清掃																			
その他 侵入水 取付け管変出し 取付け管が突出している 流下阻害 銀付け管が突出している 二 上砂・油脂・樹木根・モルタル・異物等がある □										-			-							
取付け管突出し 取付け管が突出している					_															
流下阻害	その他																			
本管接続方向の模式図 下流管口 特記事項																				
本管接続方向の模式図 下流管口 特記事項 管口 N92 管口 N92 管口 N92 音口 N64 注意事項	備者		2710 1	12.0		MANH POTTER		7(10)	13 07 0											
管口 N22 管口 N27 管口 N26 管口 N26 を N27 を N27 を N28 を N29 を N29 を N29 を N29 を N29 を N29 を N29 を N29 N29 N29 N29 N29 N29 N29 N29 N29 N29	VII.5 -5																			
Ne2 管口 Ne2 管口 Ne3 注意事項	本管接続方向	句の植	芝式図	下流管口 №1			特記事項	<u>頁</u>												
注意事項 管口 Ned		管□ Nº8 \	>		管□ / №2															
官口 N95		管口/ Nº6	*	管口	管□ Nº4	- 管口 №3	注意事項	<u>ar</u>												

磐田市下水道管路点檢 · 調查特記仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、磐田市が発注する「下水道管路の点検・調査」に適用し、業務を適正に 行うために必要な事項を示すものである。

2. 業務の内容

- (1) 点検・調査箇所 管路およびマンホール (別紙位置図のとおり) 詳細は契約後にデータを提供
- (2) 点検・調査数量 設計書のとおり
- (3) 報告書作成 一式

3. 成果の所有等

点検・調査によって得られた資料及び成果は、委託者の所有とする。また、成果等は、 公表しないこと。

4. 条件明示

- (1) 主任技術者は「下水道管路管理主任技士(日本下水道管路管理業協会)」資格を有する者とする。
- (2) 主任技術者または現場代理人は「下水道管路管理専門技士「調査部門」(日本下水 道管路管理業協会)の資格を有する者とする。
- (3) 交通誘導員

点検実施日あたり 2 人配置すること。これによらない場合は、監督員と協議すること。

5. 点検・調査の方法

- (1) 点検・調査業務の着手前や集計時等、設計図書と現地の相違が考えられる際は、 市の台帳(マッピングシステム)にて確認すること。
- (2) 本業務は以下の図書に従う方法で実施すること。
 - 1) 下水道管路の点検・調査マニュアル(案) (公社) 日本下水道協会 平成25年6月
 - 2) 下水道維持管理指針 (公社) 日本下水道協会 —2014 年版—
 - 3) 下水道施設維持管理積算要領—管路施設編— (公社) 日本下水道協会 —2020 年版—
 - 4) 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き (公社) 日本下水道協会 -2016 年版-
 - 5)下水道管路管理積算要領 (公社)日本下水道管路管理業協会 —2023年版—

6. 点検・調査記録写真

写真には業務名、撮影場所、撮影対象、撮影日、受注者名を入れた黒板を入れて撮影すること。

7. 報告書

- (1) 点検・調査結果は、異常のあったマンホールの位置と数量が分かるよう取りまとめ、当業務以降に予定している改築設計に使用できるよう、必要な数量の集計を行うこと。
- (2) 点検・調査結果の一覧表を作成し提出すること。一覧表の書式は監督員と協議の上、作成すること。

下水道管路点檢測查集計表 (例)																													
点核		基本情報		智路	管渠器号	路線番号	流下方向	管標	四径	路線 延長	管の真	食の	下方向	管の破損	管の クラック	· 一管	のズレ	提入水	取付管 突出し	油脂の 付着等	樹木様 侵入	モル 付		L砂等σ 堆積	合計		観像の	值考	特記事項
NL.				No.						[m]	A B	CA	BC	ABC	A B	CAL	CA	W	ABC	AB	A B	A	C	B	A B	c H			
	調査日	天気	管理委号	1																			П	Π					
- [2							ПΠ	П	П	П	ПП	\mathbf{T}	т		$\neg \neg$	ПП	т	П	П	П	П	П			
. [処理区	処理分区	処理系統	3							ПΠ	П	П	П	ПП	T	т		$\neg \neg$	т	т	П	П	П	П	П			
1				4								П	П		\Box	П	П		\neg	ПП	\Box	П	П	П	П	П			
	MH番号	MH種別	マンホール深	5												П			П	ш			П	П	П				
				6							\Box	П	П		ТП	TT			$\neg \neg$	ПП	ПП	т	т	$\neg \neg$	ТТ	\neg	\neg		

8. その他

- (1) 作業箇所において、下水道施設に著しい破損、不等沈下、腐食等の異常を発見した場合は、速やかに発注者に報告すること。
- (2) 設計図書に特に明示していないことであっても、洗浄水調達等の作業遂行上、当 然必要なものは、受託者の負担において処理すること。
- (3) その他定めのない事項については、協議し決定するものとする。

準備工日数	30	日
実働日数	95	日
不稼働日数	51	日
その他の不稼働日数	0	日
後片付け工日数	0	日
合計	176	日